



令和4年6月

各位

公益社団法人東京労働基準協会連合会
会長 十河 英史

外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)
「安全衛生班」の周知及び利用勧奨について(依頼)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、公益社団法人東京労働基準協会連合会では、厚生労働省から「外国人労働者安全管理支援事業(外国人在留支援センター)」を受託して、外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)内に「安全衛生班」を開設しています。

近年、外国人労働者の増加に伴い増え続けている外国人労働者の労働災害を防止するため、「安全衛生班」では、外国人労働者の安全管理に関する相談対応等、事業者による安全管理を支援しています。

つきましては、案内用リーフレット等を送付いたしますので、関係者への配付等により「安全衛生班」の周知及び利用勧奨にご協力いただきますようお願い申し上げます。

また、当連合会ホームページ内に「安全衛生班」専用サイトを設けて情報発信をしておりますので、リーフレット等と合わせて周知・紹介、リンク等していただくと幸いに存じます。

「安全衛生班」専用サイトでは、本リーフレットや外国人労働者の安全管理のポイントを取りまとめた「外国人労働者安全管理の手引き」(裏面参照)がダウンロードできます。

安全衛生班専用サイト URL
<https://www.toukiren.or.jp/fresc/>



お問い合わせ先

公益社団法人東京労働基準協会連合会

担当:横川、滝澤

東京都千代田区二番町9-8

電話 03-6380-8305



「外国人労働者安全衛生管理の手引き」の紹介

外国人労働者については、日本語に未習熟であることによるコミュニケーション不足、技能が未熟練であることなどが外国人労働者を雇用するうえでの課題とされていますが、コミュニケーションがうまく図れない要因は、外国人労働者が日本語に未習熟であることにとどまらず、むしろ雇用する側に日本語が未習熟な外国人労働者へのアプローチの仕方、文化の違いに対する理解が不足していることとともに、未熟練な外国人労働者に対する教育手法・体制が未整備であることも一因と考えられます。

本書では、こうした課題を念頭に、地方自治体をはじめとする各種団体の調査などから外国人労働者の置かれた現状を掘り下げ、外国人労働者に係る労働災害防止の手掛かりを探りました。

既に外国人労働者を雇用している事業場の方々はもとより、今後採用を検討している事業者の皆様をはじめ、外国人労働者の安全衛生に関わる多くの方々の参考になれば幸いです。

※ 「はじめに」から抜粋

概要版 目次

序章	在留資格と就労	2
1	外国人の在留資格と就労の範囲～入管法の概要	2
2	外国人技能実習制度の概要と留意点	5
第1章	労働災害の発生状況と発生要因の分析	8
1	外国人労働者の雇用状況	8
2	外国人労働者の労働災害発生状況	11
3	高年齢労働者の労働災害との比較による外国人労働者の労働災害の分析	14
第2章	安全衛生管理とコミュニケーション	16
1	言葉の壁	16
2	文化の違いに対する理解	21
第3章	安全衛生教育	25
1	教育の前に(リスクアセスメントの実施)	25
2	外国人労働者に対する安全衛生教育の準備	27
3	雇入れ時教育及び作業内容変更時教育	30
4	危険または有害な業務に係る安全衛生教育において特に留意すべき事項	31
5	特別教育	33
6	その他の安全衛生教育	34
7	派遣労働者として就労させる場合の留意事項	36
8	安全衛生教育の実施及びフォローアップ	36
第4章	就業制限業務	37
1	労働安全衛生法に基づく就業制限	37
2	外国人労働者を対象とする技能講習の実施	37
第5章	日常的な安全衛生活動	39
1	外国人労働者を含む全員参加の安全衛生活動へ	39
2	外国人労働者を交えて行う危険予知訓練(KYT)の留意点	39
3	外国人労働者のヒヤリハット報告活動	40
4	外国人労働者とツールボックスミーティング(TBM)	40
5	4S(5S)活動と外国人労働者	41
第6章	健康管理	42
1	健康診断	42
2	心理的負担の程度を把握するための検査等	44
3	熱中症対策	46
4	外国人特有の事情に配慮した健康管理	48
第7章	作業管理	51
1	立入禁止措置	51
2	安全標識	51
第8章	伝達すべき情報	53
1	健康管理手帳制度	53
2	帰国後における労災請求等	55
第9章	事例紹介	56